

投資情報

「外商投資産業指導目録(2015年改正)」の施行

～進む外商投資に対する規制緩和～

2015年3月10日付で「外商投資産業指導目録(2015年改正)」(国家発展改革委員会 商務部令 第22号 以下、“2015年版目録”と表記)が公布され、4月10日より施行されます。2015年版目録では、大筋において2014年に意見聴取が行われた「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」(以下、“意見聴取稿”と表記)における対外開放の方向性が維持されています¹。今回の改正では、製造業及びサービス業を中心に大幅な制限類項目の削除が行われ、外資比率に関しても条件の緩和が目につきます。「外商投資産業指導目録」の改正は今回で6度目ですが、過去の改正との比較においても大幅な外資規制の見直しが行われており、外資の参入を促進したい中国当局の意図が明確に示された形です。

1. 外商投資産業指導目録

中国において外商投資プロジェクトは、国家発展改革委員会が定める「外商投資産業指導目録」(以下、“目録”と表記)により、奨励類、許可類、制限類、禁止類²の4種類に分類され、分類ごとに審査認可権限や享受できる優遇政策等が定められています。1995年に初めて目録が公布されて以来、その時々を外資政策を反映する形でこれまで5度の改正が行われてきました。以前は、奨励類に該当すればプロジェクトの審査認可段階で認可が得やすい、企業所得税等に関する優遇制度を享受できる等のメリットがありました。今日においては、審査認可権限の下部機関への委譲や届出制への移行、優遇制度の廃止が進んでおり³、奨励類に該当することのメリットは目録の導入当初と比較すればきわめて限定的です⁴。また2015年版目録の公布には、これまで区別されてきた外商投資プロジェクトに関する管理を、内資との統一的な管理体系へと集約する意図が反映されています。

¹ 意見聴取稿については、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.144 (2014年11月号)」を参照のこと。

² 「外商投資産業指導目録」において規定されるのは、奨励類、制限類、禁止類であり、目録に規定のないプロジェクトは許可類とされる。

³ 詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.147 (2015年2月号)」を参照のこと。

⁴ 現在適用される税制面における優遇は、一定条件を満たした場合に投資総額の範囲内で認められる自家用設備等の輸入関税の免税等のみである。

2. 改正のポイント

国家発展改革委員会の説明によれば、2015年版目録の趣旨として、①外資参入規制緩和 ②外資の(特定領域への)誘導 ③政策体系の構築の3点があります。1点目の「外資参入規制の緩和」は、制限類リストの大幅な縮小、外資比率に関する規制の見直しにより具現化されていま

【表 1: 分類ごとの項目数の変化】

分類	2011年版目録	2015年版目録	減少
奨励類	354	349	5
制限類	79	38	41
禁止類	38	36	2

す⁵。今回の改正により、制限類項目は79から38へと大幅に減少しました。但し、一般的な製造業・サービス業に関する規制は大幅に見直しが行われた一方で、意見聴取稿では緩和の方向にあった文化・教育関連業種等の規制緩和の見送りや規制強化が行われており、外資を特定の領域へ誘導したい中国当局の思惑が反映されたものとなっています。

結果として、今回の改定により許可類プロジェクトが大幅に増加したことになりますが、政策体系構築の側面においては、許可類項目について外資の出資比率に関する制限を維持しない旨が同時に説明されており、今後、外資政策の透明性が増すものと期待されます。また、“中国側の持分支配”要求のない奨励類及び許可類の外商投資プロジェクトには、その投資総額に関わらず届出制が適用されますので、制限類リストの縮小は、多くのプロジェクトが認可制から届出制へ移行されることに直結します⁶。

(1) 奨励類

項目数に大きな変化はありません。奨励類リストに新たに追加された項目としては、養老機構があります。これについては2015年版目録の公表前から民政部、商務部により外資奨励に関する通知が公布される等、今後の外資参入が期待される領域です。また、外資比率に関する制限が緩和された項目としては、定期・不定期国際海上輸送業務があり、これまでの“中国側の持分支配”から“合併・合作のみ”へ改められました。

(2) 制限類

制限類リストに関する業種別の主要な改正点は下表の通りです。

制限類の項目数は、「外商投資企業産業指導目録(2011年改正)」(以下、“2011年版目録”と省略)の79項目から38項目へ、大幅に減少しました。とりわけ大幅な項目の削除が行われたのは、製造業及びサービス業です。製造業では、農副産物加工業の一部、飲料製造業、石油加工業、化学原料・化学製品製造業、化学繊維製造業、通用設備・商用設備製造業や医薬品製造業における、すべての項目が制限類リストから削除されています。この中には、工事用重機類の各種車両の製造等も含まれています。

⁵ 国家発展改革委員会ホームページ上のプレスリリースより。

⁶ 外商投資企業の設立には、発展改革委員会等のプロジェクト認可の他に、商務部等の認可が必要である。

一方、今回新たに制限類リストに加わった項目としては、自動車完成車・業務用自動車・オートバイの製造や医療機構等があります。前者は規制緩和が期待された項目ですが、意見聴取稿同様、制限類に分類され、自動車産業政策に関する現行の規定⁷がそのまま維持されています。医療機構は、2011年版目録においてそれまでの制限類から許可類に変更され、外資の参入が促進されるものと考えられていましたが、2015年版目録において再び制限類へと分類変更されていますので注意が必要です。

【表 2: 制限類リストの主要な改正点】

2015 年版目録における業種	主要な改正点等(一部抜粋)
一、農業・林業・牧畜業・漁業	・希少樹種原木加工(合弁、合作のみ)、綿花(種綿)加工を削除。
二、採鉱業	・海洋マンガン団塊、海砂の採掘(中国側の持分支配)等を削除。
三、製造業	・項目数を 32 項目から 8 項目に縮小。 ・農副産物加工業の一部、飲料製造業、石油加工業、化学原料・化学製造業、化学繊維製造業、通用設備・商用設備製造業や医薬品製造業等の全部を削除。 ・自動車完成車・業務用自動車及びオートバイの製造(中国側の出資が 50%を下回らない)等を追加。 ・意見聴取稿で制限類から外されていた、出版物の印刷業(中国側の持分支配)は、制限類リストに残留。
四、電力・熱エネルギー・ガス・水の生産及び供給	・電力網の建設、運営(中国側の持分支配)を削除。
五、交通輸送、貯蔵及び郵政業	・鉄道貨物輸送会社、出入国自動車輸送会社を削除。
六、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業	・付加価値電信業務に関する外資比率制限(50%を超えない)の対象から電子商取引を除外。
七、卸売・小売業	・直接販売・通信販売・インターネット販売、穀物・綿花等の小売・配送、音響・映像製品(映画を除く)の流通(合作のみ)を削除。
八、金融業	・保険ブローカー会社を削除。
(不動産業)	・土地の大規模開発(合弁、合作のみ)等 3 項目すべてを削除。
九、リース及びビジネスサービス業	・法律コンサルティングを削除。(但し、「中国法務コンサルティング」として禁止類リストへ)
十、科学研究及び技術サービス業	・輸出入商品検査・鑑定・認証会社、撮影サービス(空中撮影等の特殊撮影サービスを含むが、測量航空撮影を含まず、合弁に限定)を削除。
十一、教育	・高等教育機構、就学前教育機構(共に合作のみ、中国側主導)の 2 項目を追加。 ・すべての項目において、(合作のみ、中国側主導*)の条件を追加。 *“中国側主導”とは、学校長または主要な事務責任者が中国国籍を有していることを指し、中外合作経営機構の理事会、董事会または聯合管理委員会における中国側構成員が二分の一を下回ってはならない。

⁷ 「自動車工業産業政策」(国家発展改革委員会令第 8 号 2004 年 5 月 21 日公布、同日施行)に、中国側の出資比率が 50%を下回ってはならない旨が定められている。

2015年版目録における業種	主要な改正点等(一部抜粋)
十二、衛生、社会サービス	・医療機構(合併、合作のみ)を追加。
十三、文化、体育と娯楽業	・娯楽場の経営(合併、合作のみ)を削除。 ・映画館の建設・経営(中国側の持分支配)、大型テーマパークの建設・経営等は制限類として残留。

(3) 禁止類

今回削除された項目としては、開口式(酸性霧直接排出式)鉛酸電池・水銀を含むボタン型酸化銀電池・水銀を含むボタン型アルカリ性亜鉛マンガン電池・ペースト式亜鉛マンガン電池・ニッケルカドミウム電池の製造、珪瑯製品の生産、中国伝統工芸の緑茶・特殊茶の加工(銘茶、黒茶等)等があり、これらはすべて製造業の項目です。新たに追加された項目には、中国法務コンサルティングがあります。これは2011年版目録において制限類リストに法律コンサルティングとして記載されていたものです。2015年版目録では禁止類とされ、さらに“中国の法律環境アセスメントに関する情報提供”は禁止類から除外される旨の記載がありますが、その定義は明確になっていません。また、項目の一部が追加された業種には、各種地図の作成業務、インターネット出版サービス、文化財競売の競売会社・骨董店の経営等があります。

意見聴取稿において禁止類から制限類に変更されていた、音響・映像製品及び電子出版物の制作業務(中国側の持分支配)は、2015年版目録では禁止類リストに残留する結果となりました。

3. まとめ

2015年版目録の施行により、中国市場の更なる対外開放が期待されます。今回の改正により制限類リストから削除された業種の大部分は許可類へ変更されており、外商投資プロジェクト管理の合理化、内・外資に対する統一的な管理体制の実現へ大きく前進するものと期待されます。今後公布されるとみられる“外国投資法”⁸等の動向に注意する必要があるものの、外国投資者にとっては大部分の業種において歓迎すべき内容であると言えます。

⁸ 商務部は2015年1月19日、「外国投資法(意見聴取稿)」を公表、2月17日まで意見聴取を行った。「外国投資法(意見聴取稿)説明」によれば、中国における外資利用が新しい段階に入ったとして、現状と矛盾のある外資三法(「中外合弁企業法」「中外合作経営企業法」「外資企業法」)を中心とする体系からの移行を意図している、としている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited